

【教育委員会会議 参考資料】

**学校選択制における方針の一部修正について
共通資料**

令和7年3月21日

各区の学校選択制の類型について

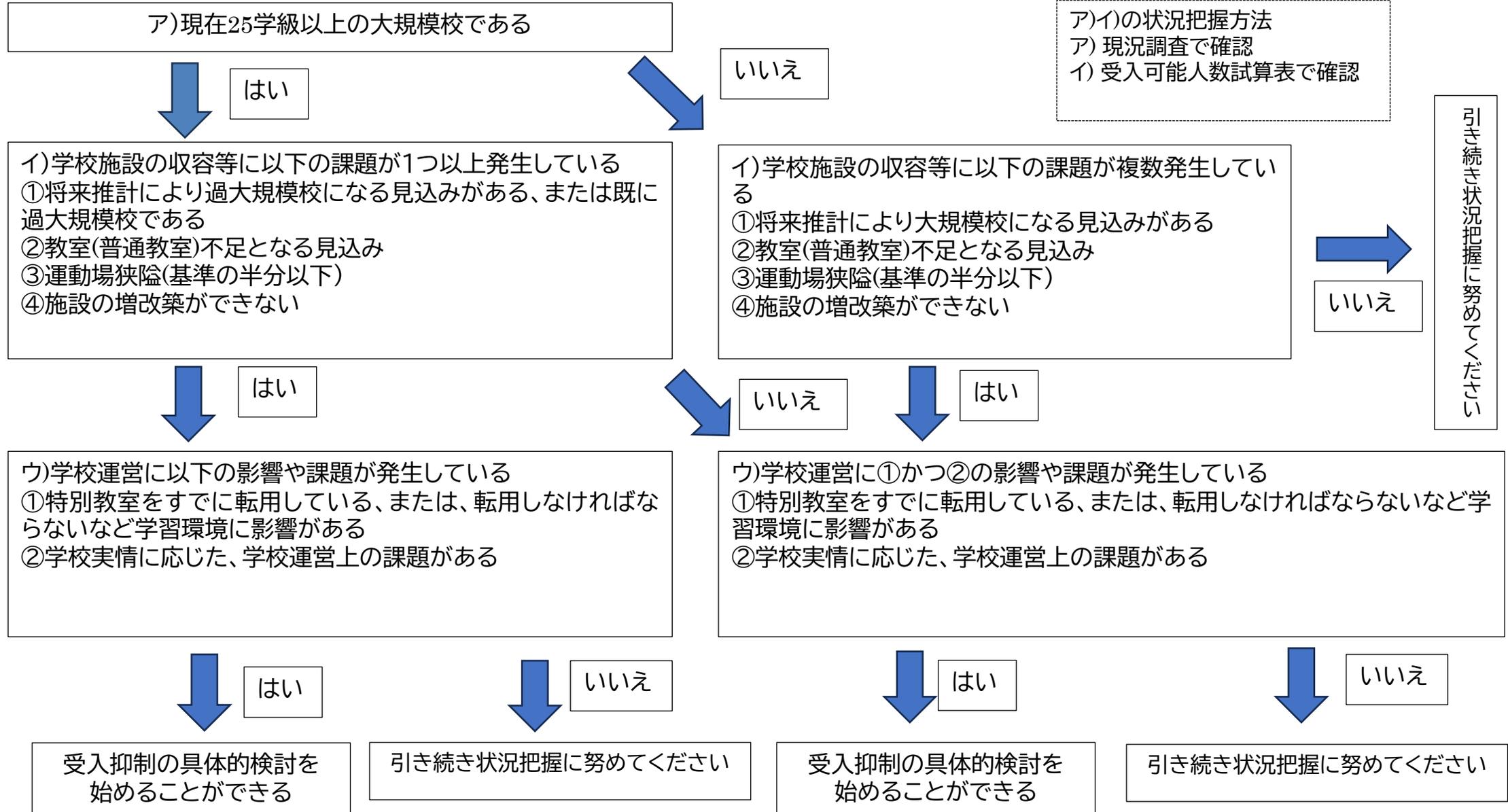
学校選択制の主な類型

- a 自由選択制（自由）
当該区内のすべての学校を選択
- b ブロック選択制（ブロック）
区内をいくつかのブロックに分け、そのブロック内の学校を選択
- c 隣接区域選択制（隣接）
当該通学区域と隣接する学校を選択

各区の学校選択制の類型

区	類型		区	類型		区	類型		区	類型	
	小	中		小	中		小	中		小	中
北	加ゆ	自由	港	隣接	自由	東淀川	自由	自由	阿倍野	自由	自由
都島	隣接	自由	大正	自由	自由	東成	隣接	自由	住之江	自由	自由
福島	加ゆ	自由	天王寺	隣接	自由	生野	自由	自由	住吉	自由	自由
此花	自由	自由	浪速	自由	自由	旭	隣接	隣接	東住吉	自由	自由
中央	自由	自由	西淀川	隣接	自由	城東	隣接	自由	平野	隣接	自由
西	隣接	隣接	淀川	隣接	隣接	鶴見	自由	自由	西成	隣接	自由

在校生の教育環境保障のための学校選択制による受入抑制検討フローチャート



受入抑制検討フローチャートの具体的な内容

イ) の具体的な内容

①-1 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である。

施設整備課が作成する将来推計において、1学級増とすることで、3年後までに31学級以上の過大規模校になる見込みの学校である。または、既に過大規模校である。

①-2 将来推計により大規模校になる見込みがある。

施設整備課が作成する将来推計において、1学級増とすることで、3年後までに25学級以上の大規模校になる見込みの学校である。

② 教室(普通教室)不足となる見込み。

学校選択制を実施することにより1学級増が必要となる場合に、普通教室が不足することとなる。または、将来推計から、3年後までに教室不足となることが見込まれている。

③ 運動場狭隘（基準の半分以下）

運動場面積が国の学校設置基準の半分以下の学校で運動場が狭隘である。

運動場面積：学校設置基準

小学校：目安は概ね児童一人当たり10㎡ 中学校：目安は概ね1200㎡ + 生徒一人当たり10㎡

④ 施設の増改築ができない。

学校施設に空きがなく、普通教室の増改築ができない。または、近隣に活用できる場所がなく、学校の増改築ができない。

受入抑制検討フローチャートの具体的な内容

ウ) の具体的な内容

①特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある

本来学習に必要な理科室、音楽室、美術室、調理室、図工室などの特別教室を、普通教室にすでに転用している。

または、施設整備課が作成する将来推計において、児童生徒が増加し、転用しなければ受入が出来ない状況にあり、在籍児童生徒の学習環境に影響がある。

②学校実情等に応じた、学校運営上の課題がある

(課題の例)

- ・年度途中の転入等により、各学年において学級変更の検討をする必要が生じている。
 - ・運動場が狭隘なため休憩時間の使用を学年で分けているなど、教育活動に支障が生じている。
- など

※①、②について、区単独で判断が困難なことから、学校長からの意見書等を求めることとする。